

第79回原状回復対策協議会 次 第

と き：令和2年6月13日（土）

午後2時20分から

と ころ：二戸地区合同庁舎 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 1, 4-ジオキサン対策等の状況報告

ア 環境モニタリング結果について 資料1

イ 1, 4-ジオキサン対策について 資料2

(2) 協議事項

ア 浄化終了判断基準等の考え方（方向性）について 資料3

イ 令和2年度原状回復対策協議会日程（案）について 資料4

(3) 植栽試験等の報告

ア 原因者等に対する責任追及の状況について 資料5

イ ワーキンググループの活動状況（植栽試験の状況等）について . . . 資料6

(4) その他

4 その他

5 閉会

出席者名簿

(委員)

(五十音順)

氏名	所属等	出席	備考
生田 弘子	カシオペア環境研究会顧問	○	
板井 一好	生活習慣病予防研究センター上席研究員	○	
牛間木 義男	玉木自治振興会会長	欠席	
齋藤 徳美◎	岩手大学名誉教授	○	
笹尾 俊明	岩手大学人文社会科学部教授	○	
颯田 尚哉	大同大学工学部教授	○	
佐藤 きよ子	元一関工業高等専門学校物質化学工学科教授	欠席	
高嶋 裕一	岩手県立大学総合政策学部教授	○	
中澤 廣	岩手大学名誉教授	○	
橋本 良二○	岩手大学名誉教授	○	
藤原 淳	二戸市長	○	
山本 晴美	田子町長	○	
山本 わか	田子町県境不法投棄原状回復調査協議会委員	○	
築田 幸	元岩手県環境保健研究センター所長	○	

◎：委員長 ○：副委員長

(オブザーバー)

氏名	所属等	出席	備考
藤田 正実	公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長兼適正処理対策室長	欠席	

(事務局)

氏名	所属等
藤澤 敦子	岩手県 企画理事兼環境生活部長
佐々木 健司	〃 環境生活部環境担当技監兼廃棄物特別対策室長
古澤 勉	〃 〃 廃棄物特別対策室 再生・整備課長
本正 義則	〃 〃 主任主査
小野寺 孝博	〃 〃 主査 (二戸土木センター勤務)
佐々木 茂治	〃 〃 主査
吉田 敬幸	〃 〃 主任
松本 淳	県北広域振興局 副局長
田村 良彦	〃 保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター 所長
懸田 節	〃 〃 環境衛生課長
菊池 彰	〃 〃 主任主査
涌井 玲	〃 〃 主任

環境モニタリング結果について

二戸保健福祉環境センターでは、不法投棄現場及びその周辺における汚染状況を把握するとともに、周辺地域への影響等を監視するために、平成15年度から環境基準28項目(1,4-ジオキサン、重金属類等)についてモニタリングを継続している。

前回協議会(令和2年3月)以降に判明したモニタリング結果を報告する。

1 1,4-ジオキサンの検出状況

(1) 地下水(環境基準28項目調査)

令和2年4月は1地点(イ-24)で環境基準超過しているものの、過去の変動範囲内。

表1-1: 地下水における1,4-ジオキサン濃度[mg/L]の測定結果

地区	地点名	H27 超過	H28 超過	H29 超過	H30 超過	R1 超過	R1.9月	R1.10月	R1.11月	R1.12月	R2.1月	R2.4月	基準値	備考
K	イ-5	無	無	無	無	無	0.026	0.015	<0.005	0.005	0.007	<0.005	0.05	
	イ-24						0.008	0.089	0.12	0.091	0.12	0.062		揚水実施
N	イ-19	無	無	無	無	無	0.005	<0.005	0.005	0.006	0.006	<0.005		
	イ-20 (大口径・北)	無	無	無	無	無	0.013	0.015	0.005	<0.005	<0.005	<0.005		揚水実施
	イ-21 (大口径・南)		無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		揚水実施
	イ-22	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	イ-8	無	無	無	無	無	0.023	0.029	0.025	0.005	0.005	<0.005		
F	イ-3	無					0.022	0.015	0.013	0.026	<0.005	<0.005		直近のヨ-10で揚水実施
B	イ-1	無	無	無	無	無	0.005	(欠測)	0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
G	イ-4	無	無	無	無	無	0.010	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005		
J	イ-6(イ-6-1)					無	<0.005	<0.005	0.024	<0.005	0.005	0.009		直近のJ大型井戸(南)で揚水
	イ-12 (J大型井戸・北)		無			無	0.045	0.039	0.035	0.035	0.038	0.020		揚水実施
	イ-15			無	無	無	0.013	0.015	<0.005	0.006	0.011	<0.005		
O	イ-13			無	無	無	0.011	0.014	0.010	0.013	0.012	0.007		
	イ-17 (J大型井戸・南)						0.062	0.070	0.054	0.056	0.033	0.034		揚水実施
	イ-18	無		無	無	無	0.012	0.015	0.014	0.014	0.014	0.012		
	南調整池浸出水	無	無	無	無	無	0.019	0.017	0.019	0.025	0.017	0.007		
H	イ-9					無	0.029	0.027	0.025	0.024	0.025	0.025	揚水実施	
	北調整池浸出水	無	無	無	無	無	0.017	0.022	0.017	0.015	(欠測)	(欠測)		
地区外	イ-11	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	イ-14	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
	イ-16	無	無	無	無	無	0.007	0.007	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		

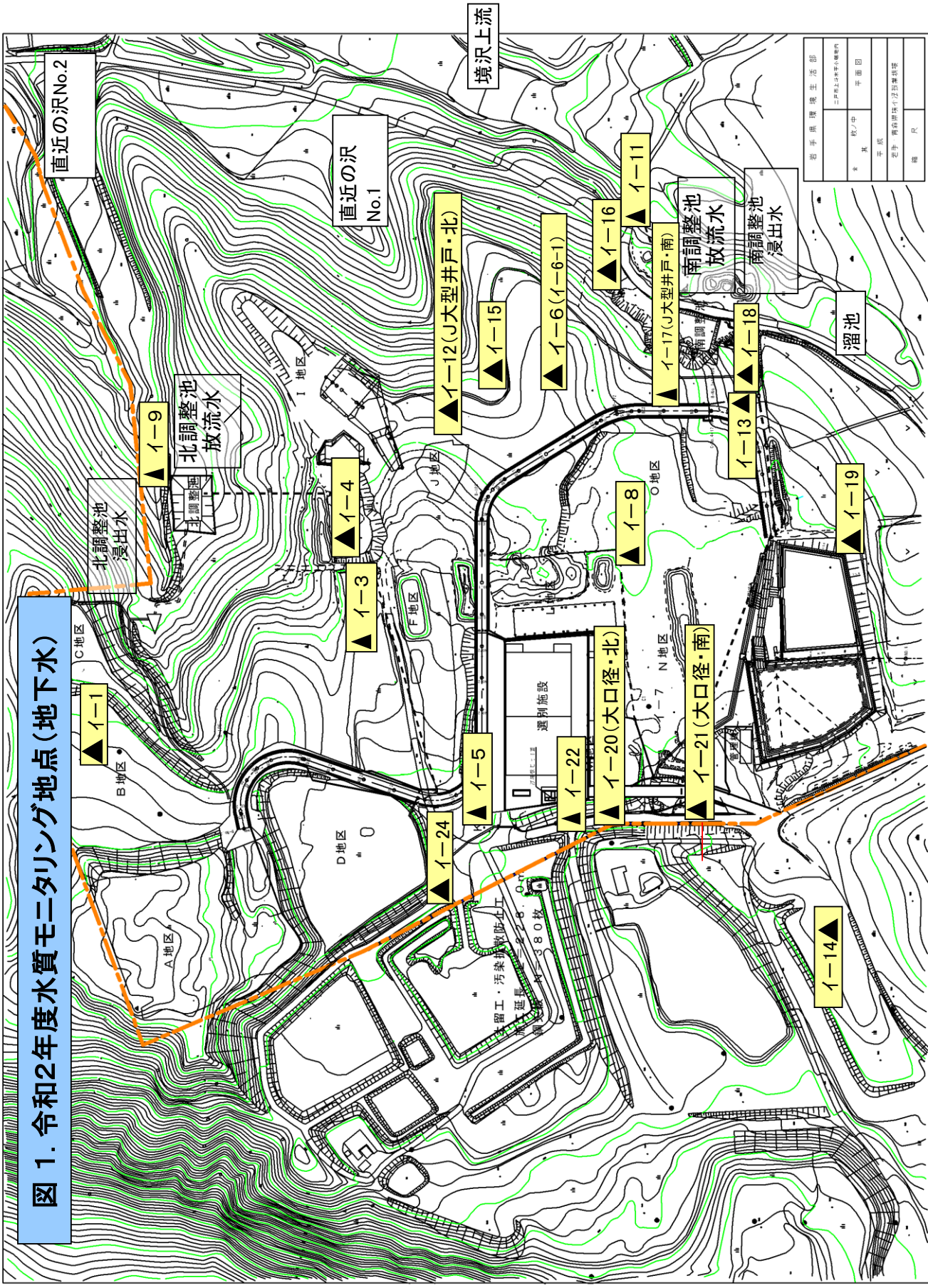
(2) 周辺表流水

昨年度に引き続き、全地点で環境基準に適合。

表1-2: 周辺表流水における1,4-ジオキサン濃度[mg/L]の測定結果

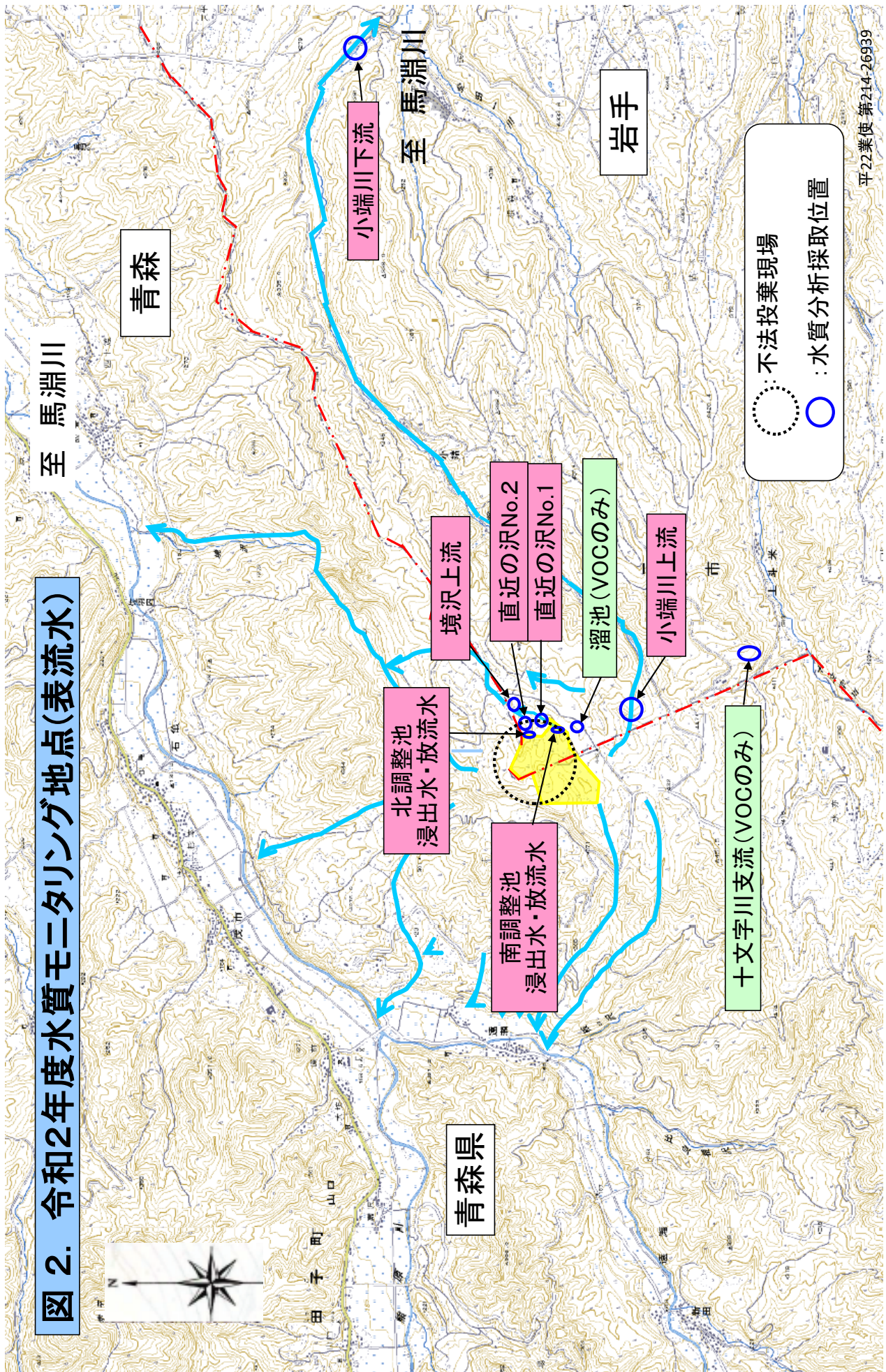
地点	H27 超過	H28 超過	H29 超過	H30 超過	R1 超過	R1.9月	R1.10月	R1.11月	R1.12月	R2.1月	R2.4月	基準値	備考
公共用水域	直近の沢No.1	無	無	無	無	無	0.010	0.009	0.007	0.007	0.007	<0.005	0.05
	直近の沢No.2	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	
	小端川上流	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	小端川下流	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	境沢上流	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	溜池	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	十文字川支流	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
調整池	北調整池		無	無	無	無	(欠測)	(欠測)	0.012	0.011	0.018	0.006	
	南調整池	無	無	無	無	無	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

※ 基準値超過は に着色



製 造 者	清水建設株式会社
製 作 年 月	令和2年 10月
製 図 者	清水建設株式会社 環境部
製 図 尺 寸	A2

図2. 令和2年度水質モニタリング地点(表流水)



1, 4-ジオキサン対策について

1 場内全体の概況（主な場内の位置は参考資料 1-1 参照）

各地点の 1, 4-ジオキサン濃度は参考資料 1-2~1-10 のとおりで、前回 3 月の協議会報告に本年 2 月から 4 月の結果を追加している。

現場は山の尾根にあたる等のため、地下水の流向等を加味し地下水の分水嶺を基に場内を 9 つに区分し 1, 4-ジオキサン濃度を見たところ、**区域ごとの概要は表 2-1 のとおりである。**

表 2-1 区域ごとの 1, 4-ジオキサン濃度の傾向及び概要

区域	区域内の 主な井戸の名称	環境基準超過地点の概要
①	大口径井戸 A ヨ - 4 大型井戸 A A-1 など	<ul style="list-style-type: none"> 概ね低減傾向 環境基準の最大 16 倍→2 倍程度まで低下
②	イ - 24 1 号集水井戸 など	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事等の影響により、測定値が変動している箇所があるが、概ね低減傾向 環境基準の 32 倍→2 倍程度まで低下
③	4 号集水井戸 など	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの地点が環境基準をクリア 環境基準の 16 倍→環境基準を下回っている状況
④	H30_N-4 など	<ul style="list-style-type: none"> 今後、追加対策予定 環境基準値程度で推移
⑤	J 地区大型井戸(南) ヨ - 18 H30_0-1 など	<ul style="list-style-type: none"> 概ね低減傾向 環境基準の 10 倍→環境基準を下回っている状況
⑥	J 地区大型井戸(北) H30_J-3 など	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事实施中 環境基準の 13 倍→2 倍程度まで低下
⑦	ヨ - 15 H30_H-1 イ - 3 など	<ul style="list-style-type: none"> 概ね低減傾向 環境基準の 8 倍→2 倍程度まで低下
⑧	ヨ - 13 など	<ul style="list-style-type: none"> 揚水により低減傾向 環境基準の 46 倍→環境基準を下回っている状況
⑨	B - 1 H30_A-3 など	<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壌の掘削除去等により、濃度は低減したが、他地区に比べて濃度が高い 薬剤処理工などの追加対策実施中 環境基準の 112 倍→3 倍程度まで低下

2 浄化対策の状況

令和元年度の主な対策及びB地区北側（区域⑨）で本年度実施中の薬剤処理工の現況等について報告する。

(1) 概況

【現状】

- ・ 場内の汚染地下水を揚水し、水処理施設において浄化を継続している。
- ・ 1,4-ジオキサン濃度が、いずれの地点においても概ね減少傾向にある。

【課題】

1,4-ジオキサンによる環境基準超過（3倍程度）がみられる。

【対策】

○ 令和元年度の主な対策

- ・ 場内の汚染地下水の揚水及び浄化を継続している。
- ・ 5月から10月にかけて、高濃度汚染が継続していたB地区北側（区域⑨）の汚染土壌を掘削除去し、周辺の汚染を低減した。（資料2-6参照）
- ・ 大口径井戸A（区域①の西側）の浄化促進のため、12月に当該井戸方向に向けた注水管を設置して、1,4-ジオキサンの洗出しを強化している。（令和元年12月：0.097mg/L→本年4月：0.083mg/L）（資料2-7参照）

○ 令和2年度の追加対策

- ・ 5月に1,4-ジオキサン濃度が比較的高く地下水が移動しにくい地点（区域⑨など）に対して、新規対策工事である薬剤処理工を実施中。（資料2-3～2-5参照）
- ・ その他、既存対策による効果が十分でない汚染箇所に対して、追加対策を実施中（資料2-5の表2-3参照）

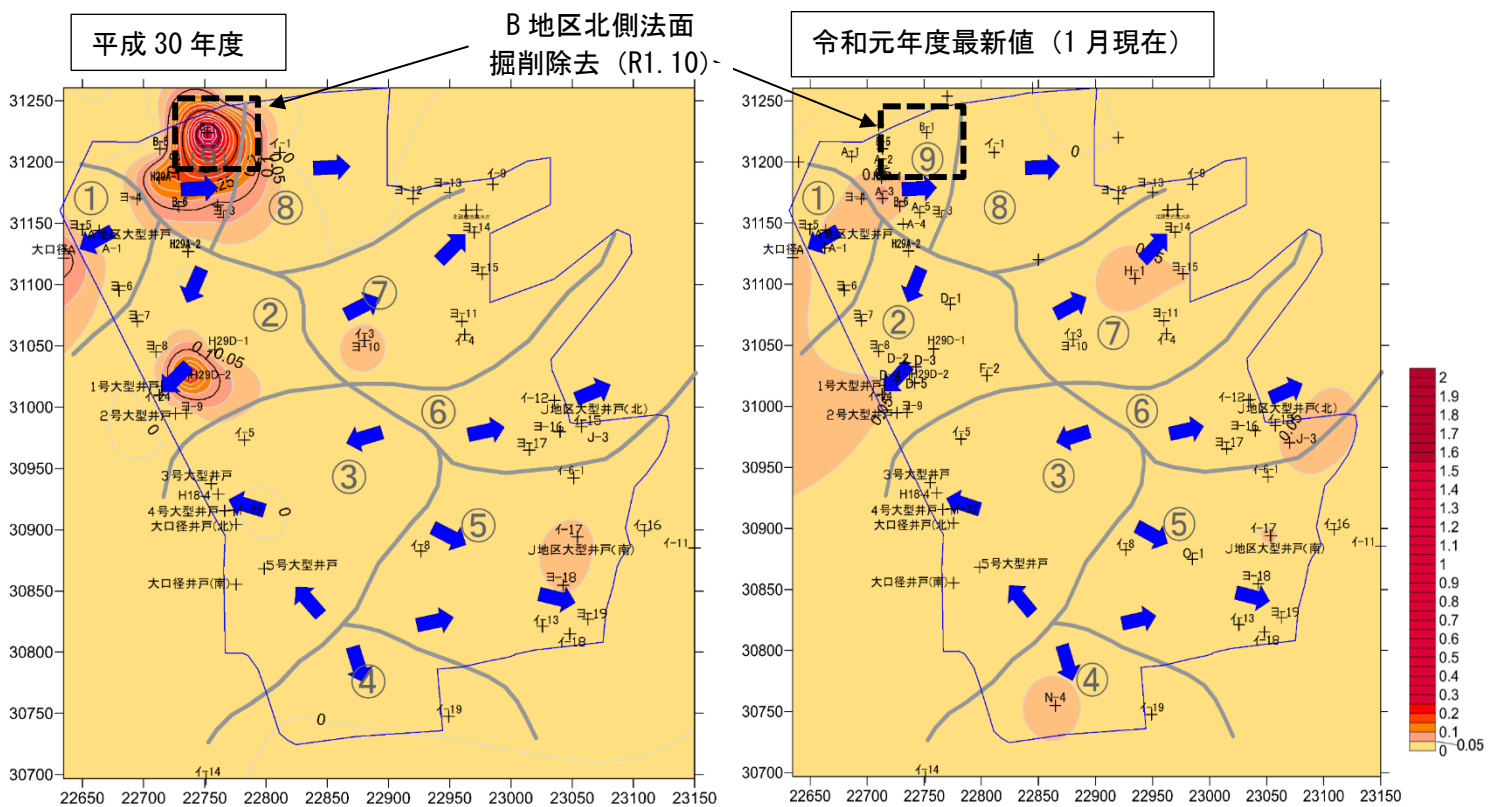


図2-1 1,4-ジオキサン濃度分布図及び事業場全体平面図

※①～⑨は、地下水分水嶺を元にした場内の区分

※凡例：赤色の濃淡は0.05mg/L以上

(2) 薬剤処理工(パイロット試験)

【経緯】

透水性が低く汚染負荷量が高い箇所^{※1}に対して、薬剤処理工を行うこととし(資料2-5の表2-3参照)、その薬剤として室内試験^{※2}で1,4-ジオキサン分解効果が確認されている過硫酸ナトリウムを使用することとした。

【施工内容】

- ・ 薬剤は表2-2の条件の下、図2-2のように土壤に注入した。
- ・ 薬剤使用量は室内試験結果を元に算出した。
- ・ 井戸H30A-3(区域⑨)においてパイロット試験として施工した。
- ・ 令和2年5月8日から22日まで薬剤を注入した。

※1 汚染負荷量が高い箇所：1,4-ジオキサン濃度が比較的高く、地下水量も多い場所

※2 室内試験：あらかじめ実験室で現場の汚染土壌と薬剤を反応させ、1,4-ジオキサンの分解状況等を確認する試験

表2-2 薬剤処理工(パイロット試験)に係る各種条件

事項	条件等	備考
対策範囲 対象範囲(平面) 対象範囲(深さ)	10m×10m 5.5m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象土量 550 m³ ・ 約 165 kL の薬剤を使用 ・ 薬剤注入孔 1 本あたり 5 kL の薬剤を約 9 時間かけて注入 ・ 対象深さは、ボーリング調査結果を元にし、地下水存在範囲に設定
薬剤使用量 過硫酸ナトリウム(酸化剤) 消石灰(反応促進のため) 希釈水	※汚染土壌 1 m ³ あたり 15kg 15kg 300L	
注入条件 対象注入孔 注入速度	33 本 9L/分(初期値)	

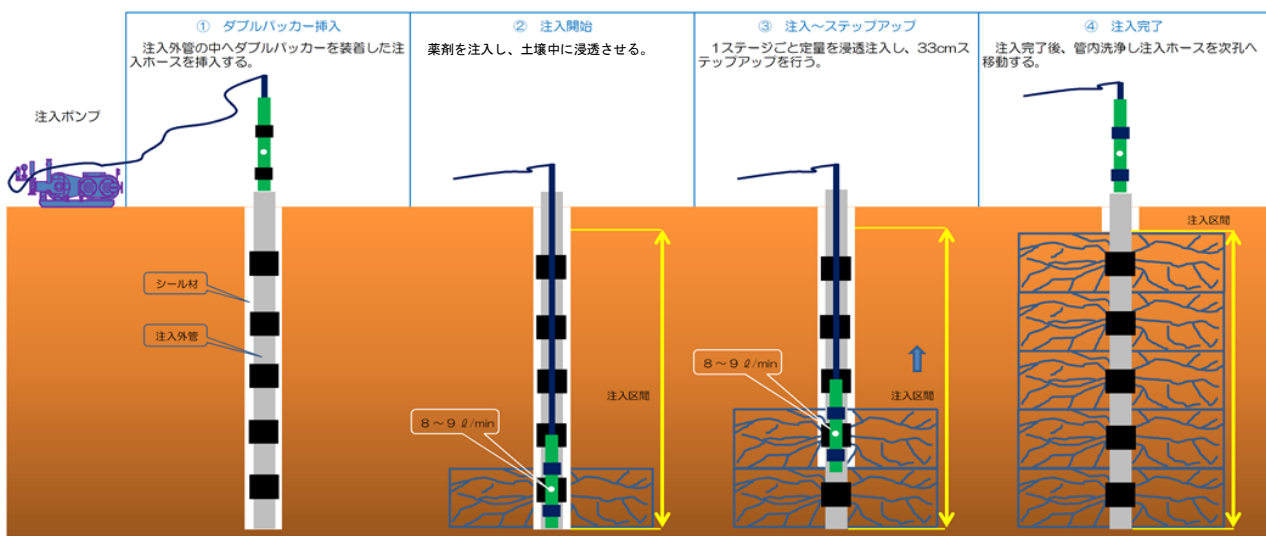


図2-2 薬剤処理工における薬剤注入方法模式図
(日本基礎技術(株)HPから引用)

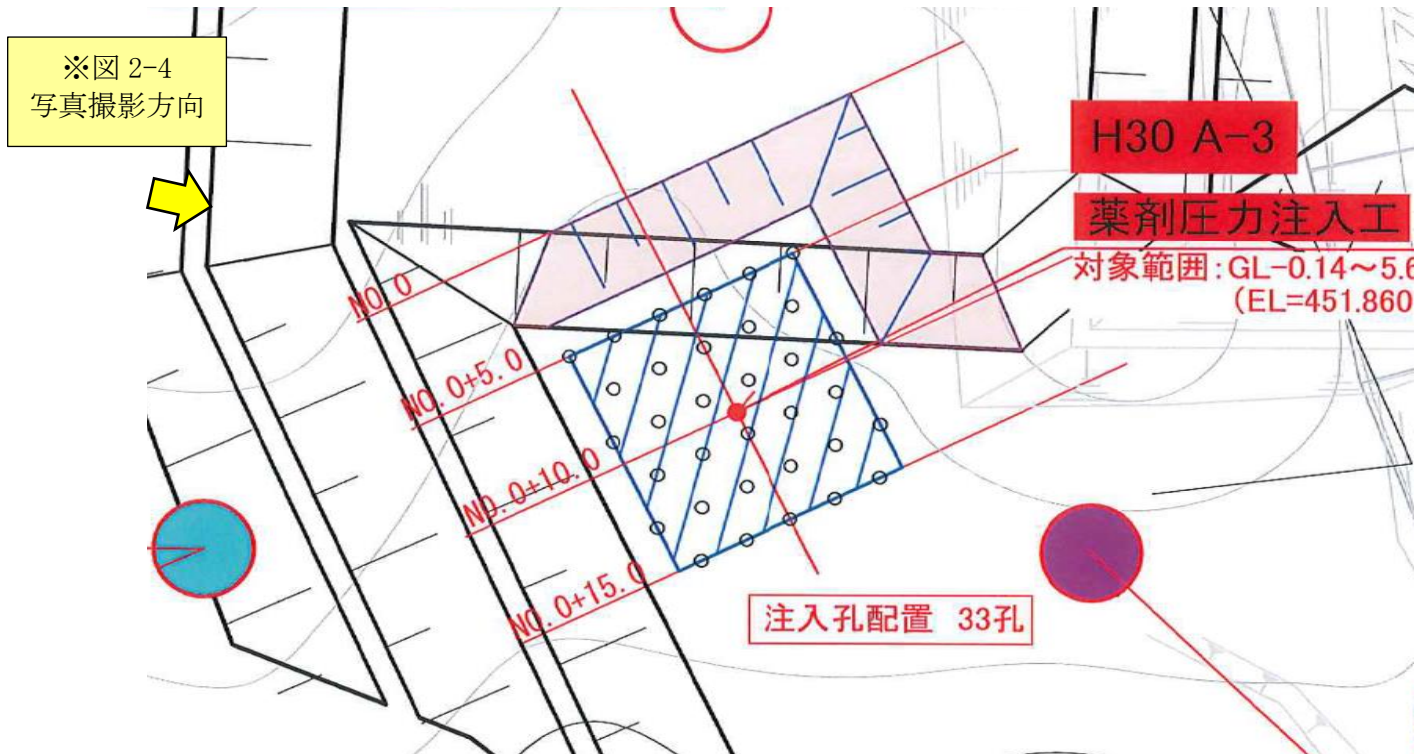


図 2-3 薬剤処理工（パイロット試験）施工平面図



図 2-4 薬剤処理工（パイロット試験）
注入孔設置状況写真（令和 2 年 5 月 7 日撮影）

【今後の対応】

ア 効果確認方法

室内試験の結果から、20℃環境下では約1か月で1,4-ジオキサンの分解が確認されている。このことから、効果確認のための採水を週1回、注入終了後から1か月間行って分析中。

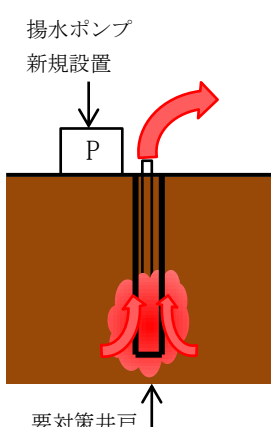
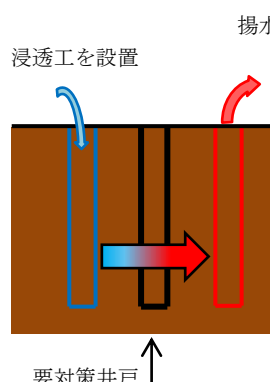
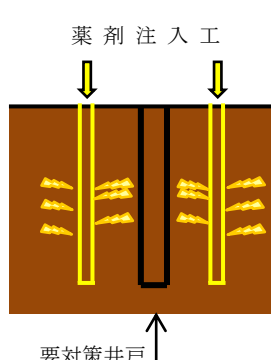
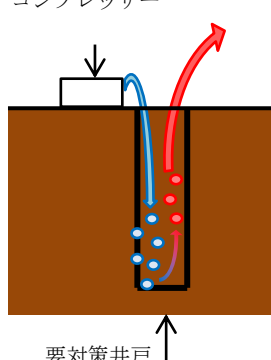
イ 他の箇所への適用

パイロット試験の結果（概ね6月下旬頃判明見込み）を踏まえ、土壤委員会に諮ったうえで、令和2年7月以降は他の箇所（H30H-1（区域⑦）及びH30N-4（区域④）を予定）において薬剤処理工を実施する。

ウ 他の対策工事

- ・薬剤処理工以外の工法（表2-3参照）については、現在工事のための準備中である。
- ・実施結果は今後報告する。

表 2-3 基準超過地点に対する対策方針
（令和2年3月14日第78回原状回復対策協議会 資料から引用）

透水性	高い		低い	
汚染負荷量	高い	低い	高い	低い
工法	揚水井戸増設工	地下水浸透工	薬剤処理工	滞留水循環工
内容	<p>ポンプ設置による揚水井戸化</p>  <p>揚水ポンプ新規設置 P 要対策井戸 ↑</p> <p>透水性が高い箇所は地下水が比較的動きやすいことから、基本的対策である揚水を行う。</p>	<p>地下水浸透工設置による揚水循環</p>  <p>浸透工を設置 揚水井戸 要対策井戸 ↑</p> <p>揚水対策のみでは十分に汚染が洗い出せないことから、実績がある浸透工設置を行う。</p>	<p>(例) 薬剤を土壤に注入し、1,4-ジオキサンを分解する。</p>  <p>薬剤注入工 要対策井戸 ↑</p> <p>透水性が低い箇所は地下水が比較的動きにくいことから、揚水以外の対策が必要となる。薬剤を用いた工法により浄化を試みる。</p>	<p>清浄水の吹込み（エアリフト工法）による滞留水の強制循環</p>  <p>エアリフト用コンプレッサー 要対策井戸 ↑</p> <p>汚染負荷量が低く、汚染も局在している可能性が考えられるため、局所汚染に対する洗浄効果がある「滞留水循環工」を行う。</p>
対象地点	H29_A-1 H30_D-3 A-1	H30_J-3 ヨ-4	H30_A-3 H30_H-1 H30_N-4	B-6
実施状況	揚水ポンプ手配中	準備工（進入道路工事等）実施中	・H30_A-3においてパイロット試験中 ・試験結果を踏まえ、他地点にも適用	機器手配中

(3) B地区北側法面の対策

【施工状況】

令和元年5月中旬から10月末にかけて、B地区北側法面の地下に存在していた汚染土壌約4,800 m³を掘削除去した。掘削後の法面は、崩落や地下水流向変化を防止するため、種子吹付や一部埋戻しを行った。

【現状】

- ・掘削範囲内にあったB-1井戸（区域⑨）については掘削完了後に復旧したが、地下水は発生していない。
- ・地下水流向下流にあるイー1（区域⑧）においては、ジオキサンによる地下水汚染は確認されていない。

【今後の対応】

- ・B-1井戸に地下水が確認された場合には水質分析を行う。
- ・イー1においてモニタリングを継続する。



図 2-5 B地区北側法面の掘削完了状況（令和元年10月30日撮影）



図 2-6 B地区北側法面の現在の状況（令和2年5月17日撮影）

(4) 大口径井戸 A

【経緯】

大口径井戸 A（区域①の西側）は比較的高濃度の 1,4-ジオキサン汚染が継続していたことから、その周辺の既設観測孔の 1,4-ジオキサン濃度を測定したところ、表 2-4 のとおり環境基準値を上回る濃度の 1,4-ジオキサンが検出された。

【現状】

- ・ A地区ライナープレート（図 2-7 の赤い円、直径 14m、深さ 14m程度）による注水機能を増強するため、令和元年 12 月に大口径井戸 A 方面に向かって注水管を設置した（注水管には小さな孔を開けており、少しずつ周辺の土に水が浸み出る構造）。
- ・ その後、ライナープレート内に 1,4-ジオキサンを含まない水（処理水等）を注入し、大口径井戸 A における揚水量増加と 1,4-ジオキサン濃度低下を図った。
- ・ 施工前後を比較すると、ライナープレート内の水位減少速度が施工前約 5 cm/日であったものが施工後は約 7 cm/日と速くなった。
- ・ この結果、注水管による注水機能は増強され、濃度が低下していると考えられる。
（平成 31 年度最高値 0.18mg/L→令和 2 年 4 月 0.083mg/L と 1 割程度低下）

【今後の対応】

注水機能の増強により、汚染の洗出しが期待されることから、今後も注水を継続する。

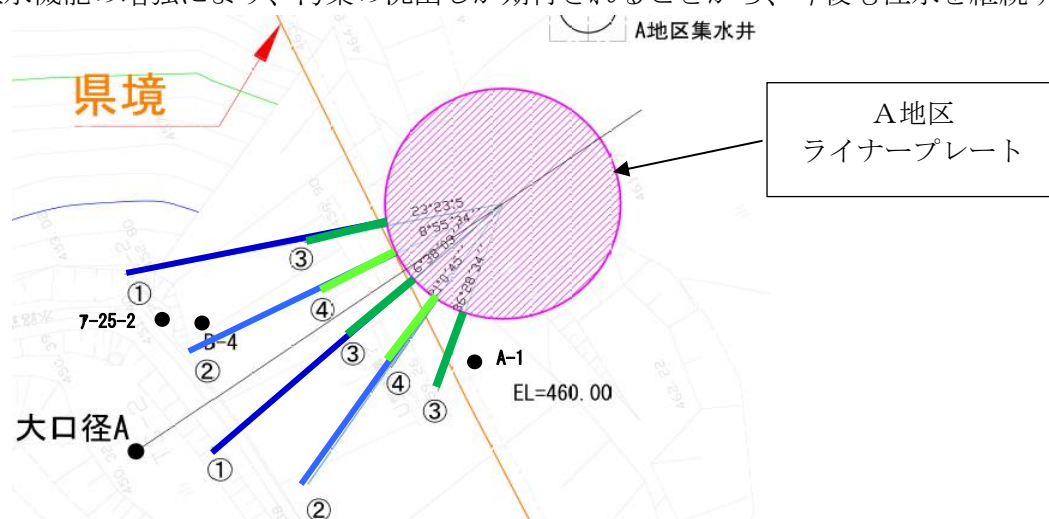


図 2-7 大口径 A 周辺及び施工平面図

表 2-4 大口径 A 周辺の既設観測孔の 1,4-ジオキサン濃度（単位：mg/L）

	地点	平成31年				令和元年								平均値
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
追加対策前	大口径 A	0.18	0.11	<0.005	<0.005	0.14	0.18	0.088	0.17	0.11	0.13	0.096	0.097	0.11
	B-4	-	-	-	-	0.28	-	-	0.37	-	-	-	-	0.33
	ア-25-2	-	-	-	-	0.14	-	-	0.096	-	-	-	-	0.12
	A-1	0.10	0.065	0.044	0.017	0.091	0.065	0.050	0.080	0.075	0.034	0.089	0.065	0.065

	地点	令和 2 年				平均値
		1月	2月	3月	4月	
追加対策後	大口径 A	0.090	0.099	0.089	0.083	0.090
	B-4	0.21	0.17	0.14	0.10	0.16
	ア-25-2	0.047	-	-	0.032	0.040
	A-1	0.015	0.20	0.036	0.009	0.065

浄化終了判断基準等の考え方（方向性）について

【要旨】

前回協議会において、浄化終了判断基準等の考え方（方向性）に関し、その基準適合のための一過程である「十分に浄化された区域の井戸からの揚水・浄化を順次止めていくこと」について御説明したところ、協議会から、浄化終了の判断基準との関係性が不明確であるため、汚染土壌対策技術検討委員会での検討状況について確認するよう御意見をいただいたので、説明内容を整理し、改めて報告するものである。

なお、浄化終了判断基準等の考え方（表3）については、次回以降の汚染土壌対策技術検討委員会で協議し、本協議会に諮っていききたいと考えている。

1 これまでの取組経緯、方向性

- (1) 県境不法投棄現場の原状回復事業については、「岩手・青森県境不法投棄事案における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画（平成30年3月 環境大臣変更同意）」に即して実施している。
- (2) 現場では、平成26年3月に特定産業廃棄物の撤去完了により、残る主な課題は「地下水質における1,4-ジオキサンの環境基準（0.05mg/L）への適合」となっている。
- (3) 前記実施計画においては、対策終了の目標としての「支障の除去の目標及び完了確認手法」を「各種環境基準への適合、その他の物理的手法等により特定産業廃棄物等が存在しないこと」と定めており、この基準に適合しているか否かを判断するための考え方を明確にし、浄化対策を推進していく必要がある。
- (4) 具体的なジオキサン浄化対策としては、場内井戸から地下水を揚水のうえ分解処理することを基本とし、その効果が十分ではない一部の区域においては、汚染土壌の掘削等を行ってきた。
- (5) この結果、一定の期間、環境基準を下回り十分に浄化されたと考えられる区域も確認されているため、このような区域では、「浄化対策から、モニタリングに移行する条件」を決め、条件に適合した区域は、「揚水を停止しどのような挙動を示すか見極めるためのモニタリング期間が必要」と考えている。

2 前回協議会における浄化終了判断基準等に係る議論（R2.3.14）

前回協議会における浄化終了判断基準等に係る説明、協議会意見の要点は次のとおり。

【説明要点】

「浄化対策からモニタリングに移行する条件」の考え方を、具体的な作業工程である「揚水による1,4-ジオキサン対策の段階的縮小」として説明

しかしながら、浄化終了基準との関係性の説明が不十分であったため、協議会から以下の意見を頂いた。

【協議会意見要点】

- ・浄化終了の基準を明確にするために、「揚水による1,4-ジオキサン対策の段階的縮小（表3③に該当）」と「浄化終了判断基準（表3②に該当）」の考え方について、汚染土壌対策技術検討委員会に確認すること。
- ・最終的な浄化終了判断基準（表3②に該当）を決めること。

3 「浄化終了判断基準」等の考え方（案）

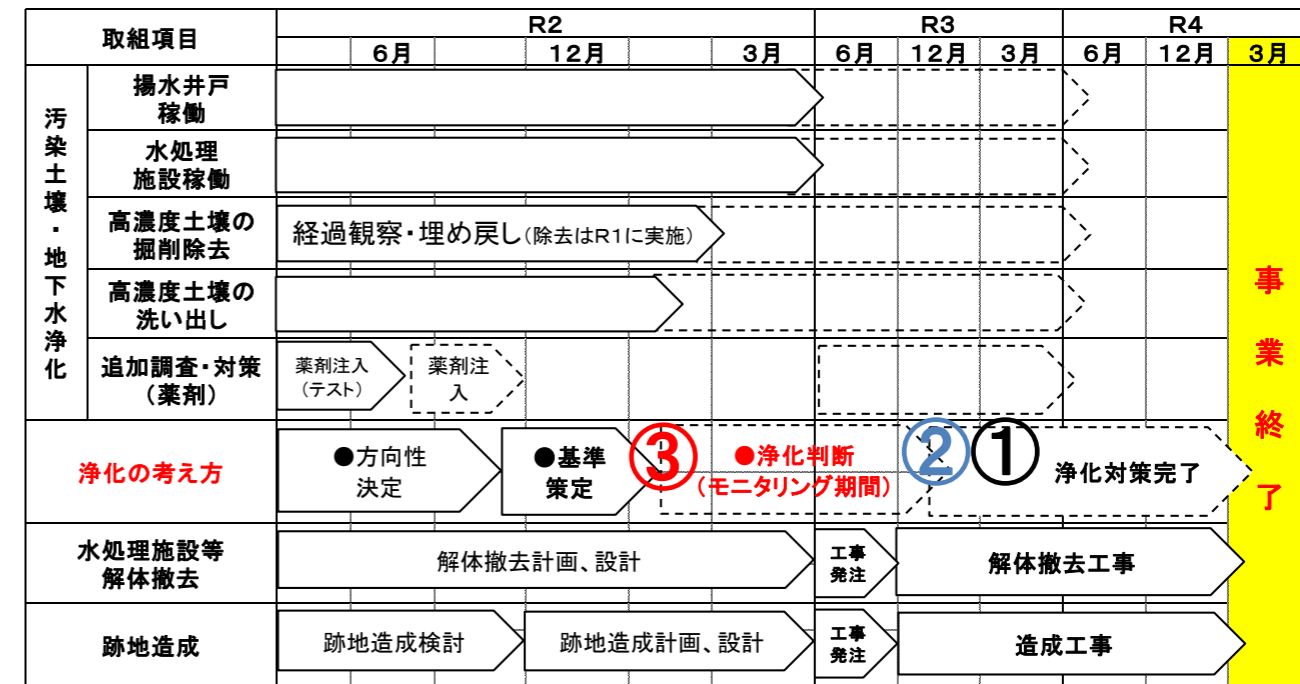
浄化終了判断基準等について、これまでの汚染土壌対策技術検討委員会における協議結果は、表3のとおりである。また、全体工程における位置付けを図3のとおり整理した。

本日の協議結果を踏まえ、浄化終了判断基準等の考え方について、今後、汚染土壌対策技術検討委員会で協議したうえで、本協議会に諮っていく。

表3 浄化終了判断基準等の考え方（方向性）

項目	概要
①浄化終了基準	環境基準に適合すること (実施計画)
②浄化終了判断基準 (図3②)	環境基準に適合しているか否かを技術的に評価するための基準
③浄化対策からモニタリングに移行する条件 (揚水による1,4-ジオキサン対策の段階的縮小) (図3③)	浄化対象区域のうち十分に浄化された区域について、浄化対策を終了しモニタリングに移行する目安(水質悪化の場合、浄化対策再開)

図3 全体工程における浄化終了判断基準等の位置付け



令和 2 年度 原状回復対策協議会開催日程（案）

	日 程（予定）	会議	主な協議内容（案）
1	6月13日（土）	第79回協議会	・浄化終了判断基準等の考え方（方向性） について
2	9月12日（土）	第80回協議会	・浄化終了判断基準について
3	12月19日（土）	第81回協議会	・浄化の進行状況について

【原状回復対策協議会を追加開催する理由】

次の事項について、本年度にお諮りしていききたいため。

1. 「浄化終了判断基準」等の策定
2. 1に加え、薬剤処理工による浄化の状況の説明

原因者及び排出事業者等に対する責任追及の状況

1 原因者に対する責任追及の状況

(1) 納付命令

岩手県では、代執行に要した費用について、事業費が確定した翌年度以降、原因者（不法投棄を実行した者）に対し納付命令を行っている。

令和元年度は、平成 30 年度分の代執行費用として、三栄化学工業株式会社に対し、約 2 億 6 千 8 百万円の納付命令を行っており、令和元年度末までの納付命令累計額では約 230 億 8 千万円となっている。

なお、これら納付命令額の一部については、三栄化学工業株式会社とともに措置命令を受け、その履行を怠った他の原因者、すなわち三栄化学工業株式会社元役員、収集運搬を行った当時の東奥環境株式会社及び同社役員にも、それぞれの責任の範囲に合わせ、連帯債務となるよう納付命令を行っている。

年度	納付命令額	備考
H16～30	22,810,950,417 円 (約 228 億)	H14～29 事業分（原状回復詳細調査、廃棄物処理、土壌汚染対策、汚染水処理等）
R1	268,186,680 円 (約 2 億 6 千万)	H30 事業分（汚染水処理等）
計	23,079,137,097 円 (約 230 億)	

(2) 回収状況

令和元年度は、原因者らの財産調査を進め、その資産を差し押さえ、換価し、又は取り立てることにより約 106 万円を回収した。これにより、これまでの回収額累計は、代執行実施前に措置命令への一部履行に充当した約 1 億 4 千 9 百万円と合わせると、約 2 億 5 千 9 百万円となっている。

年度	回収額	備考
H13	148,522,035 円 (約 1 億 4 千 9 百万)	原因法人の預金から回収（代執行実施の前に、措置命令の一部履行に充当したもの）
H16～30	110,233,924 円 (約 1 億 1 千万)	原因法人及び同法人元役員の預金及び不動産等、並びに原因法人の破産財団から回収
R1	1,059,862 円 (約 106 万)	原因法人元役員の資産等から回収
計	259,815,821 円 (約 2 億 5 千 9 百万)	

2 排出事業者等に対する責任追及の状況

責任追及の過程で、排出事業者等がその社会的責任を自覚して自主的に現物を撤去するとの申し出があり、これを受けたものが 20 社、現物の撤去に代えて相当額の金銭を拠出するとの申し出があり、これを受け入れたものが 40 社、合計で 60 社となっている。

事業者数は合計で 86 社、撤去量に換算すると約 1 万 5 千 770 トン相当、金銭に換算すると約 6 億円相当となっている。

なお、令和元年度中の排出事業者等に対する責任追及は、現物の撤去に代えて相当額の金銭を拠出するとの申し出があり、これを受け入れたものが 11 社、撤去量に換算すると 232 トン相当、約 1 千万円の金銭拠出となっている。

区 分	事業者数	撤去命令量、納付命令額等		
		命令（申出）量	命令（拠出）額	
措置(納付)命令	26	472 t 相当	17,833,200	(約 1 千 7 百万) 円相当
自主的な措置 (現物撤去・金銭拠出)	60	15,300 t 相当	582,085,589	(約 5 億 8 千 2 百万) 円相当
(内R1分)	11	232 t 相当	9,521,749	(約 1 千万) 円相当
計	86	15,772 t 相当	599,918,789	(約 6 億) 円相当

	区 分	金 額	
原因者	措置命令	148,522,035	(約 1 億 4 千 8 百万) 円相当
	納付命令	111,293,789	(約 1 億 1 千万) 円
原因者 計		259,815,821	(約 2 億 5 千 9 百万) 円
排出事業者	措置・納付命令	17,833,200	(約 1 千 7 百万) 円相当
	自主的な措置 (現物撤去・金銭拠出)	582,085,589	(約 5 億 8 千 2 百万) 円相当
排出事業者 計		599,918,789	(約 6 億) 円相当
合計		859,734,610	(約 8 億 6 千万) 円相当

これまで、原因者と排出事業者等を併せ、約 8 億 6 千万円を回収しており、特措法対象事業費約 255 億円（見込み）に対して、約 3.4%となっている。

3 今後の対応

残る調査対象事業者への納付命令等について精査・検討を加えるほか、原因者の差押財産の換価を進めるなど、責任追及を継続していく。

ワーキンググループの活動状況（植栽試験の状況等）について

1 植栽試験の状況

今年度の状況

冬季間の現地は強風と降雪に見舞われるほか、野生動物による食害が懸念される環境にある。

昨年度は、それらに対する保護措置の有無による成長の違いを観察するため、一部のウルシについては食害防止用のカバーを設置し、一部のアカマツについては雪囲いを行った。

4月9日、状況を確認したところ、保護措置が無いと、アカマツでは積雪による被害が、ミズナラでは積雪による被害に加えてカモシカによると見られる食害が起りやすいようであった。ウルシについては、積雪害、食害ともに起こりにくいようであった。



雪囲い及び食害防止用のカバーの撤去



2 普及啓発・環境学習関連活動

県北広域振興局二戸保健福祉環境センターでは、令和2年度事業として、高校生を対象とする出前授業と環境フェスティバルへの出展を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から事業見直しを行った。

(1) 出前授業

昨年度に引き続き開催を予定していた県立福岡高校及び福岡工業高校に対し出前授業の実施について意向を確認したところ、3密（密集、密接、密閉）への対応が難しいこと、外部講師の受入を制限していること、在校生・職員に感染者が発生した場合の休校措置等の影響が予想されること、の理由により、中止の申し出があった。

このことから、講義方式による開催を中止することとし、感染予防に配慮した実施方法を検討する。

なお、本事業は地域住民等からの注目度が高く、受講生から高評価を得ているため、来年度の再開について学校と調整していく。

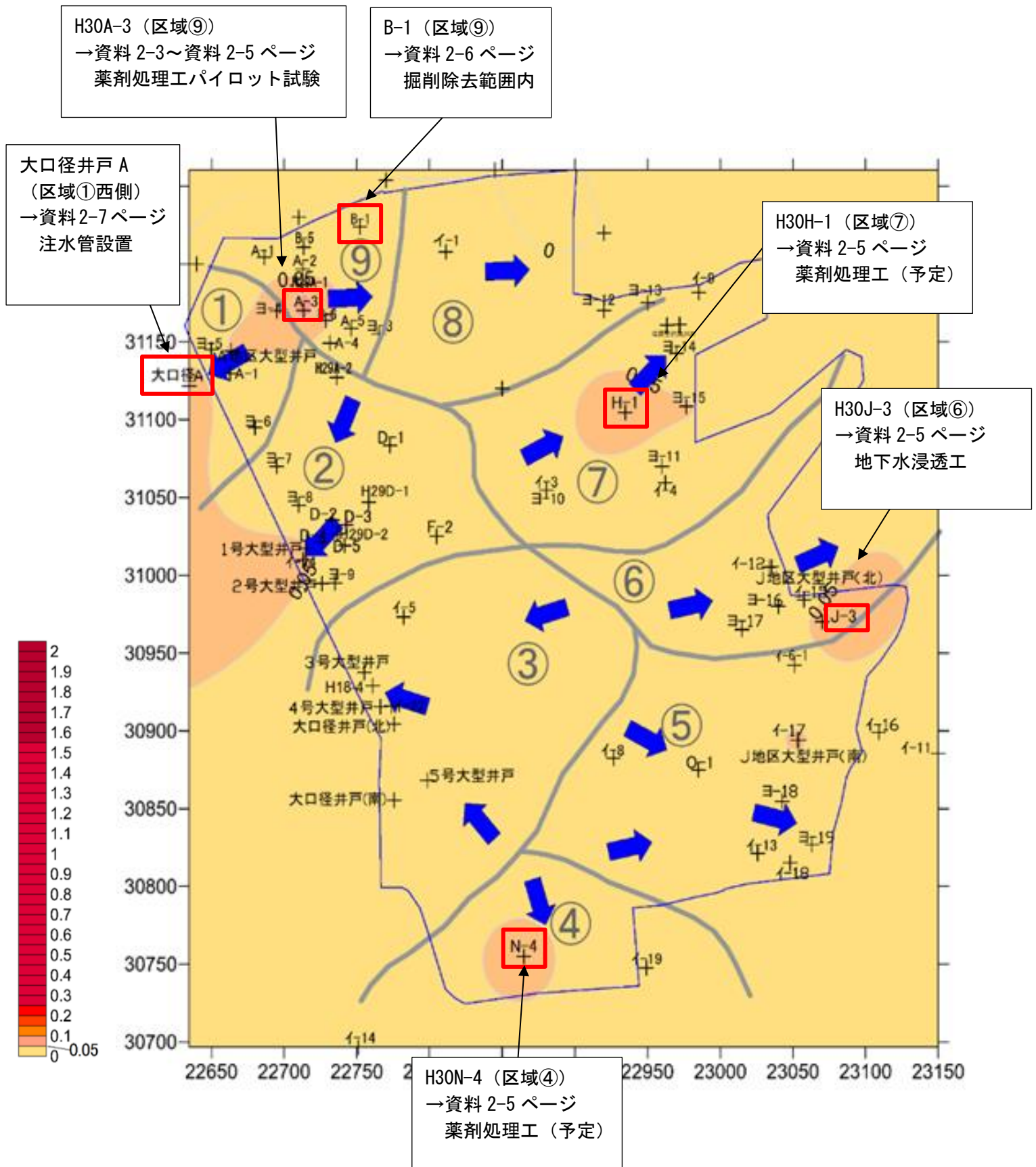
(参考) 出前授業開催実績

開催年月日	対象校	受講者数	内 容
平成30年9月19日 (水)	福岡高等学校 1年生	158名	DVD視聴、 県職員OBからの講 義（計50分）
平成30年10月18日 (木)	福岡高等学校 定時制	21名	
令和元年6月7日 (金)	福岡高等学校 1年生	145名	
令和元年9月25日 (水)	福岡工業高等学校 1年 生	44名	

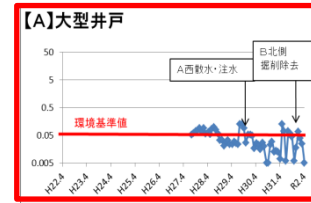
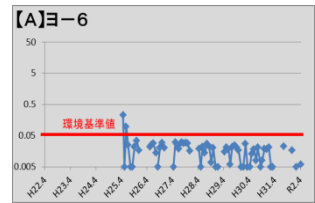
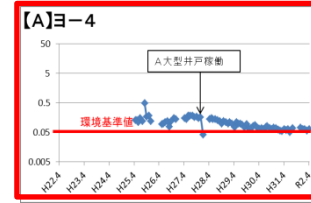
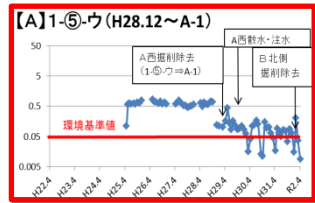
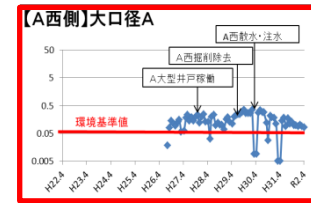
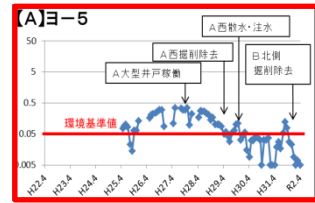
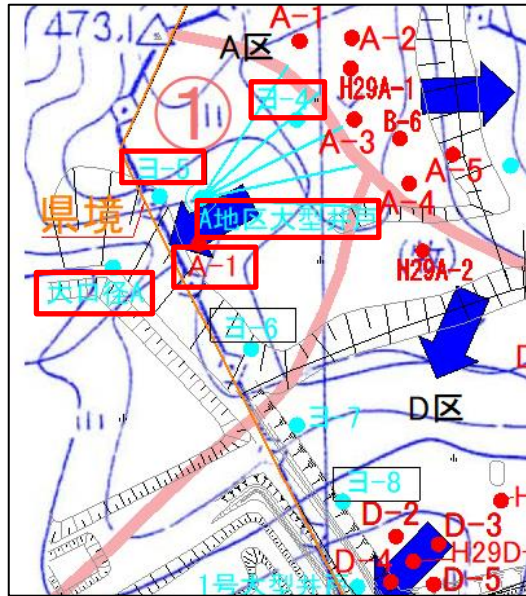
(2) 環境フェスティバル

児童・生徒向けの周知活動として「カシオペア環境フェスティバル」（令和2年7月予定）においてパネル展示等を行う予定としていたが、集客を伴う事業であり3密の回避が難しく、感染拡大防止のため開催を中止した。

場内井戸配置図



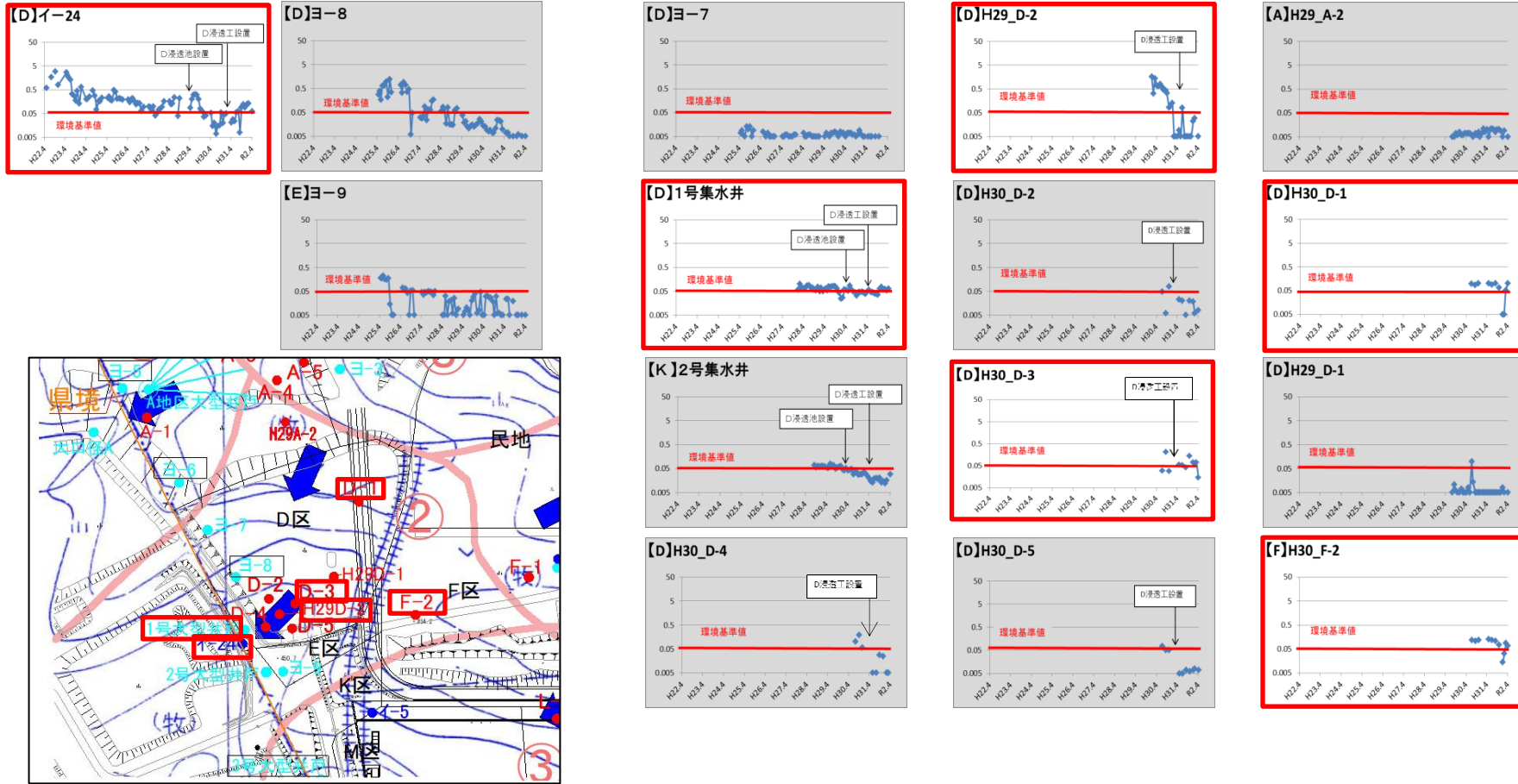
区域①



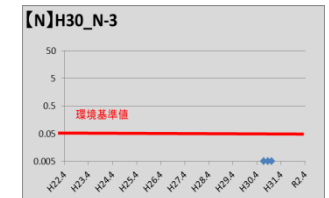
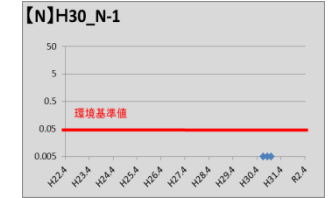
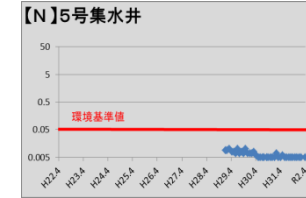
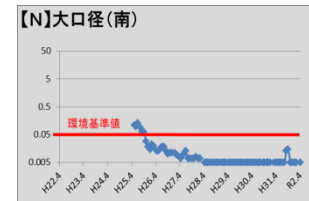
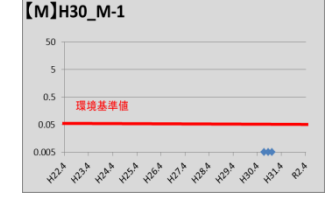
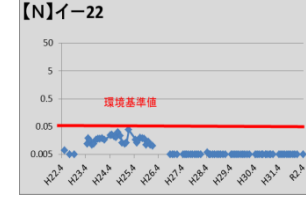
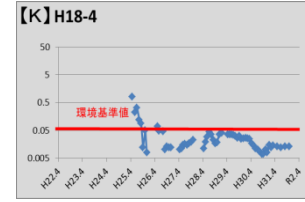
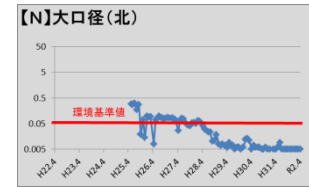
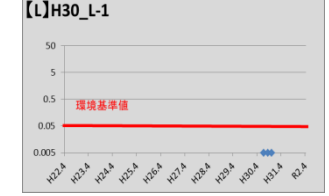
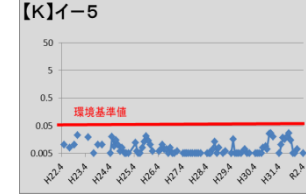
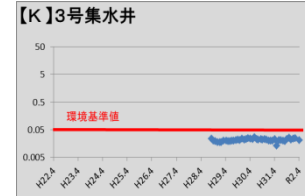
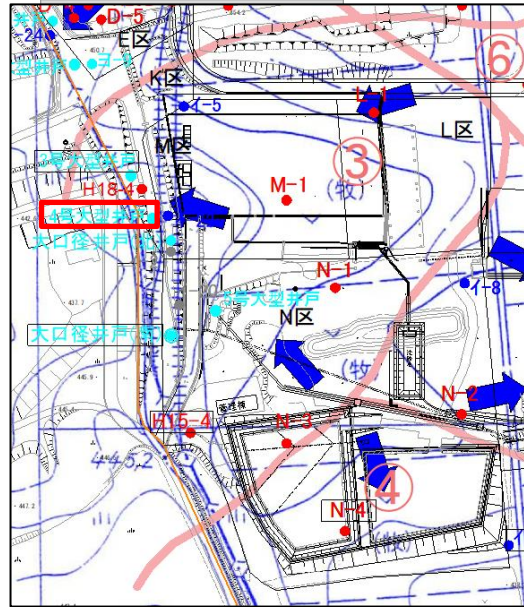
凡例（区域①～⑨において共通）
 : 過去1年間に環境基準値を超過した地点
 : 分水嶺を元にした区域の境界
← : 地下水流向

地区名	井水機能	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名
A	○	1	ヨ-5	0.037	0.005	0.003	0.003	0.019	0.027	0.017	0.053	0.12	0.077	0.027	0.023	0.034	0.009	0.003	0.007	0.003	0.005	ヨ-5	1	A
A	○	1	A-1(旧1-⑤-ウ)	0.10	0.065	0.044	0.017	0.091	0.065	0.050	0.080	0.075	0.034	0.089	0.065	0.065	0.015	0.20	0.036	0.009	0.085	A-1(旧1-⑤-ウ)	1	A
A	○	1	ヨ-6	0.021	0.003	0.003	-	-	-	-	0.023	-	-	-	0.017	0.013	-	0.005	-	0.006	0.006	ヨ-6	1	A
A	○	1	ヨ-4	0.061	0.058	0.055	0.063	0.060	0.063	0.050	0.069	-	-	-	0.073	0.061	0.064	0.063	0.057	0.064	0.062	ヨ-4	1	A
A	○	1	大型井戸A	0.013	0.014	0.013	0.007	0.13	0.072	0.006	0.071	0.061	0.045	0.006	0.018	0.038	0.068	0.040	0.025	0.005	0.035	大型井戸	1	A
地区外A西側	○	1	大口徑A	0.18	0.11	0.003	0.003	0.14	0.18	0.088	0.17	0.11	0.130	0.086	0.087	0.108	0.080	0.089	0.089	0.083	0.080	大口徑A	1	地区外A西側

区域②

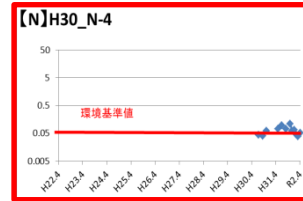
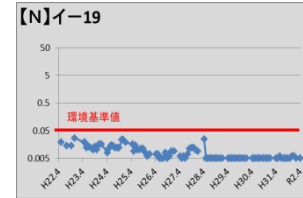
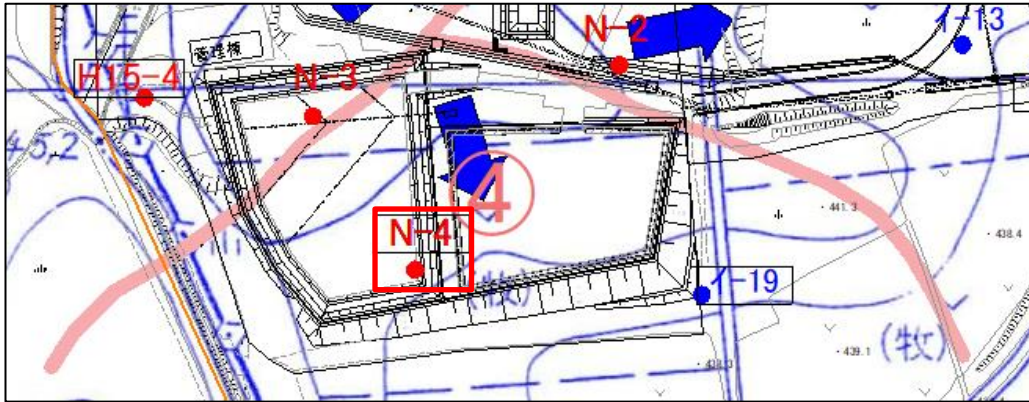


地区名	井戸番号	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名	
D	○	2	ヨ-8	0.023	0.021	0.010	-	0.007	-	0.003	-	0.003	-	0.003	0.006	0.009	-	0.005	-	0.005	0.005	ヨ-8	2	D	
K	○	2	イ-24	0.061	-	-	0.021	0.028	0.024	0.054	0.062	0.008	0.089	0.12	0.091	0.055	0.12	0.13	-	0.082	0.10	イ-24	2	K	
E	○	2	ヨ-9	0.006	0.003	0.003	-	0.023	-	0.003	-	0.019	-	0.003	0.003	0.008	-	0.003	-	0.003	0.003	ヨ-9	2	E	
D	○	2	ヨ-7	0.006	0.003	0.003	-	0.003	-	0.003	-	0.005	-	0.003	0.003	0.003	-	-	-	-	-	ヨ-7	2	D	
D	○	2	1号集水井	0.048	0.044	0.038	0.050	0.056	0.045	0.046	0.041	0.039	0.036	0.063	0.075	0.048	0.059	0.060	0.053	0.063	0.059	1号集水井	2	D	
K	○	2	2号集水井	0.036	0.031	0.025	0.020	0.015	0.013	0.019	0.020	0.018	0.021	0.013	0.015	0.021	0.012	0.016	-	0.029	0.019	2号集水井	2	K	
A	2	2	H29_A-2	0.007	0.011	0.008	0.010	0.003	0.010	0.011	0.010	0.008	0.010	0.010	0.009	0.009	0.003	0.009	-	0.003	0.005	H29_A-2	2	A	
D	2	2	H29_D-1	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.008	0.003	-	0.003	0.004	H29_D-1	2	D
D	2	2	H29_D-2	0.13	0.003	0.003	0.005	0.009	0.003	0.082	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.021	0.022	0.030	0.005	0.003	0.015	H29_D-2	2	D	
D	2	2	H30_D-1	-	-	-	-	0.10	-	0.069	-	0.10	-	0.067	-	0.069	0.003	0.003	0.052	0.10	0.039	H30_D-1	2	D	
D	2	2	H30_D-2	-	-	-	-	0.022	-	0.020	-	0.005	-	0.020	0.017	0.018	0.006	-	0.008	0.011	0.011	H30_D-2	2	D	
D	2	2	H30_D-3	-	-	-	-	0.056	-	0.054	-	0.042	-	0.14	-	0.073	0.072	0.065	0.073	0.015	0.056	H30_D-3	2	D	
D	2	2	H30_D-4	-	-	-	-	0.003	-	0.003	-	0.028	-	0.024	-	0.014	0.003	0.0025	-	0.11	0.038	H30_D-4	2	D	
D	2	2	H30_D-5	-	-	-	-	0.005	-	0.003	-	0.007	-	0.006	-	0.005	0.007	0.008	-	0.007	0.007	H30_D-5	2	D	
F	2	2	H30_F-2	-	-	-	-	0.13	-	0.12	-	0.11	-	0.075	-	0.109	0.014	0.033	0.090	0.070	0.082	H30_F-2	2	F	



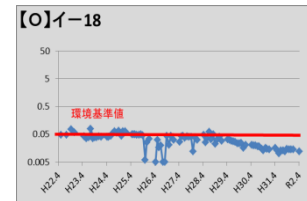
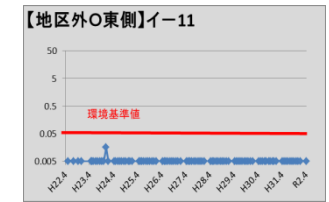
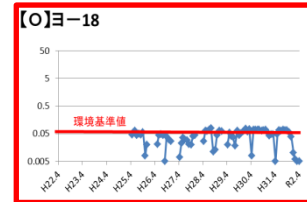
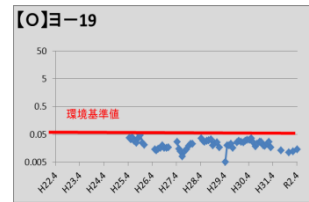
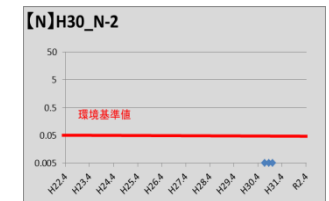
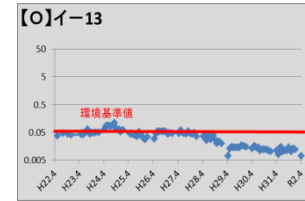
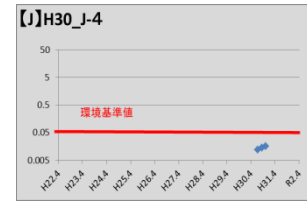
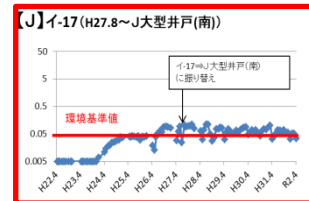
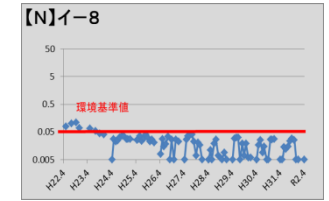
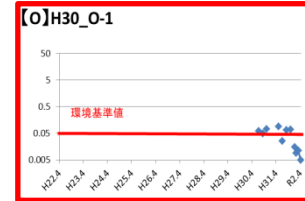
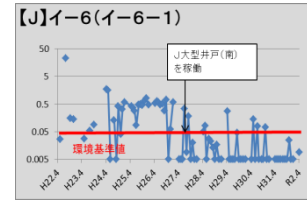
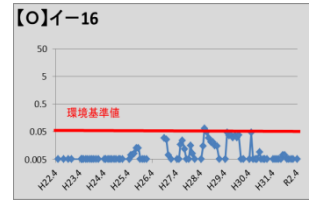
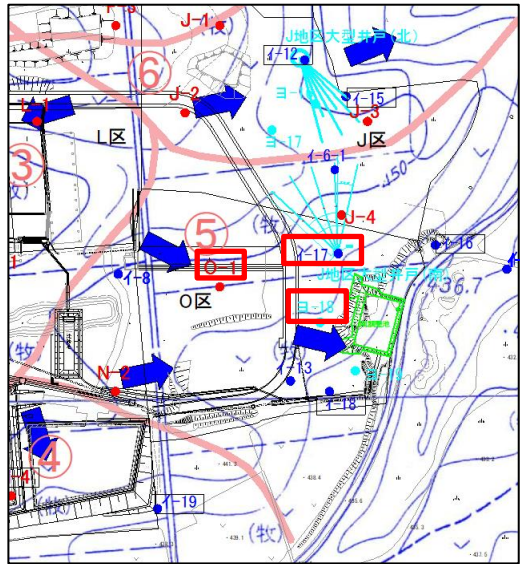
地区名	降水観測	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名		
K	○	3	4号集水井	0.039	0.039	0.041	0.066	0.045	0.048	0.037	0.031	0.029	0.022	0.023	0.018	0.036	0.016	0.019	0.018	0.026	0.020	4号集水井	3	K		
M	○	3	大口徑北(イ-21)	0.005	-	0.005	0.003	0.006	0.009	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.0025	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	大口徑北(イ-21)	3	M	
N	○	3	大口徑南(イ-20)	0.003	-	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.013	0.015	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	-	0.003	0.003	0.003	大口徑南(イ-20)	3	N	
K	○	3	3号集水井	0.020	0.020	0.020	0.023	0.013	0.021	0.021	0.020	0.019	0.023	0.026	0.022	0.021	0.024	0.025	-	0.021	0.023	0.023	3号集水井	3	K	
N	○	3	5号集水井	0.005	0.007	0.005	0.005	0.006	0.005	0.003	0.003	0.005	0.003	0.005	0.003	0.005	0.003	0.003	0.003	-	0.003	0.003	0.003	5号集水井	3	N
K	○	3	イ-5	0.020	-	-	0.003	0.010	0.018	0.016	0.020	0.026	0.015	0.003	0.005	0.014	0.007	-	-	0.003	0.005	0.005	イ-5	3	K	
M	○	3	イ-22	0.003	-	-	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	-	-	0.003	0.003	0.003	イ-22	3	M
L	○	3	H30_L-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_L-1	3	L	
M	○	3	H30_M-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_M-1	3	M	
N	○	3	H30_N-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_N-1	3	N	
N	○	3	H30_N-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_N-3	3	N	
K	○	3	H18-4	0.015	0.012	0.014	-	0.013	-	0.012	-	0.013	-	0.013	-	0.013	-	-	-	-	-	-	H18-4	3	K	

区域④



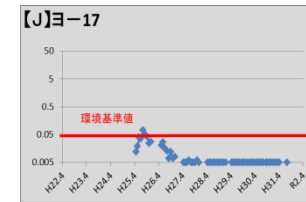
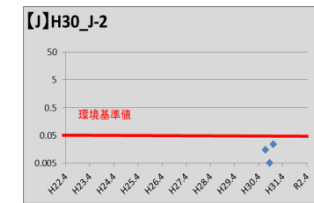
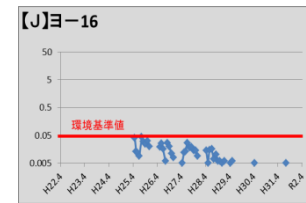
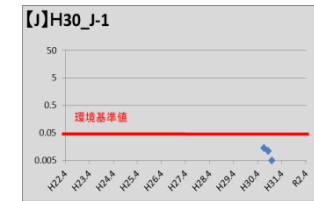
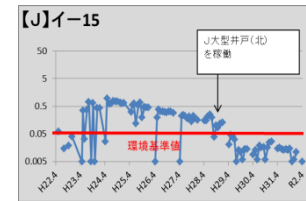
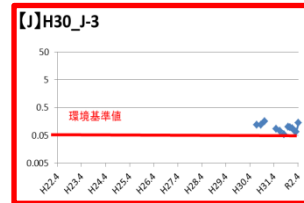
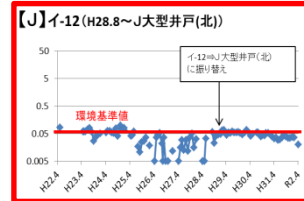
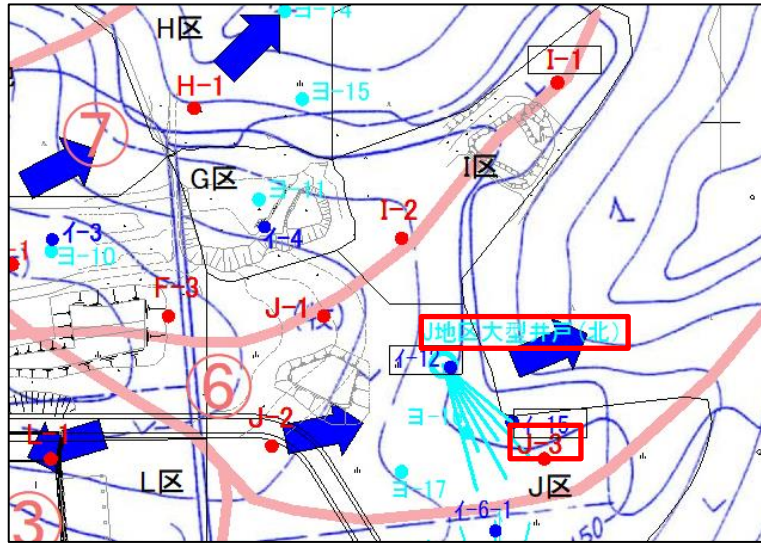
地区名	基本情報	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名
N		4	イ-19	0.003	-	-	0.003	0.005	0.006	0.003	0.005	0.005	0.003	0.005	0.006	0.004	0.006	0.005	-	0.003	0.005	イ-19	4	N
N		4	H30_N-4	-	-	-	-	0.072	-	0.095	-	0.072	-	0.11	0.080	0.082	0.067	0.046	0.039	0.082	0.081	H30_N-4	4	N

区域⑤



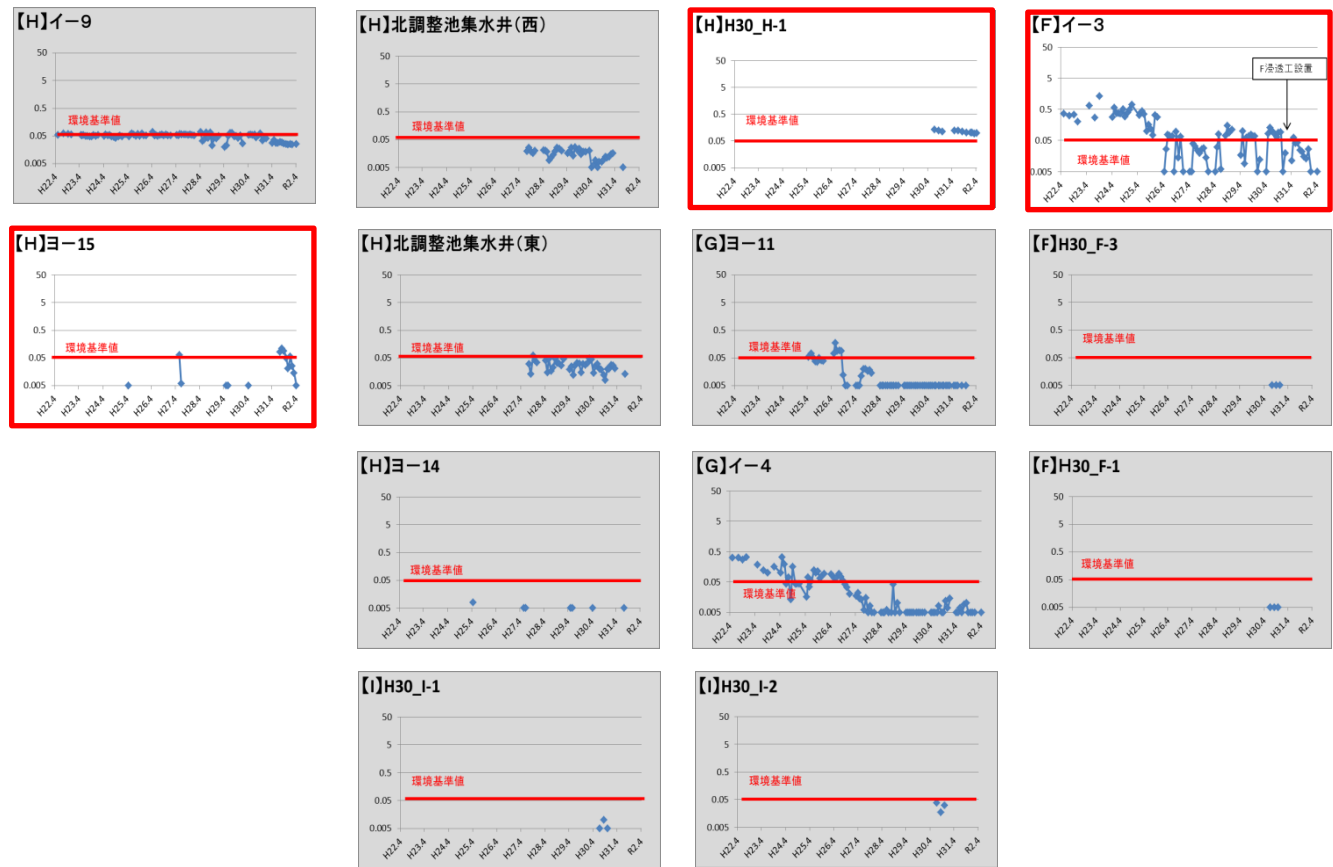
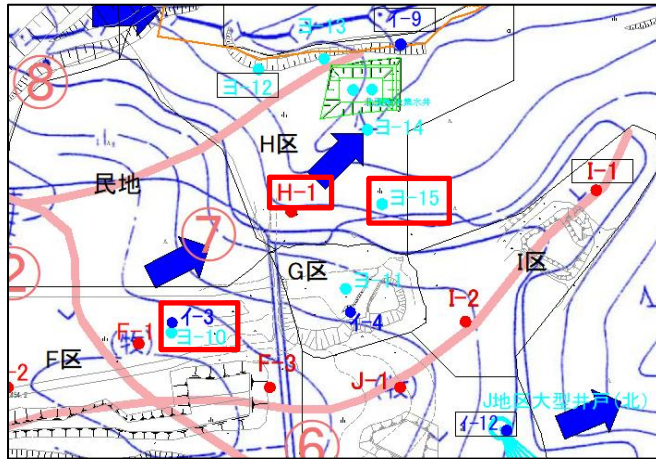
地区名	排水機能	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名	
O	O	5	I-16	0.003	-	-	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.007	0.007	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	-	0.003	0.003	I-16	5	O	
I,J	O	5	大型井戸(南)(I-17)	0.072	-	0.10	0.033	0.041	0.051	0.071	0.066	0.062	0.070	0.054	0.056	0.061	0.033	0.052	0.051	0.034	0.043	大型井戸(南)(I-17)	5	I,J	
O	O	5	ヨ-19	0.022	0.026	0.017	-	-	-	-	0.013	-	-	-	-	0.018	-	0.012	-	-	0.014	0.013	ヨ-19	5	O
O	O	5	ヨ-18	0.042	0.047	0.046	0.003	0.047	0.067	0.064	0.066	0.067	0.066	0.057	0.039	0.051	0.010	0.006	0.005	0.0025	0.006	ヨ-18	5	O	
J	5	5	I-6-1	0.003	-	-	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.024	0.003	0.005	0.005	-	-	-	0.009	0.007	I-6-1	5	J
N	5	5	I-8	0.028	-	-	0.003	0.003	0.014	0.012	0.015	0.023	0.029	0.025	0.005	0.016	0.005	-	-	-	0.003	0.004	I-8	5	N
地区外O東側	5	5	I-11	0.003	-	-	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.003	-	-	-	0.003	0.003	I-11	5	地区外O東側
O	5	5	I-13	0.010	-	-	0.011	0.008	0.015	0.010	0.011	0.011	0.014	0.010	0.003	0.011	0.012	-	-	-	0.007	0.010	I-13	5	O
O	5	5	I-18	0.014	-	-	0.016	0.013	0.010	0.013	0.013	0.012	0.015	0.014	0.014	0.013	0.014	-	-	-	0.012	0.013	I-18	5	O
J	5	5	H30-J-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30-J-4	5	J	
N	5	5	H30-N-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30-N-2	5	N	
O	5	5	H30-O-1	-	-	-	-	0.069	-	0.025	-	0.067	-	0.066	-	0.062	0.015	0.009	0.011	0.003	0.009	H30-O-1	5	O	

区域⑥



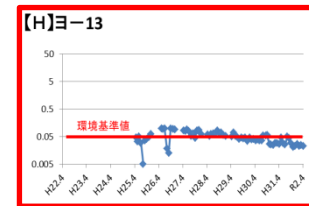
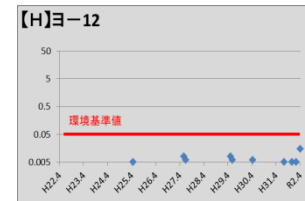
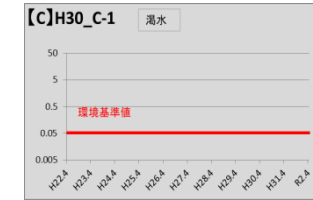
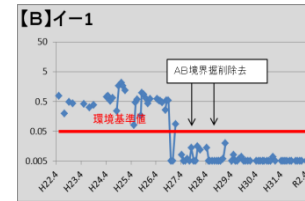
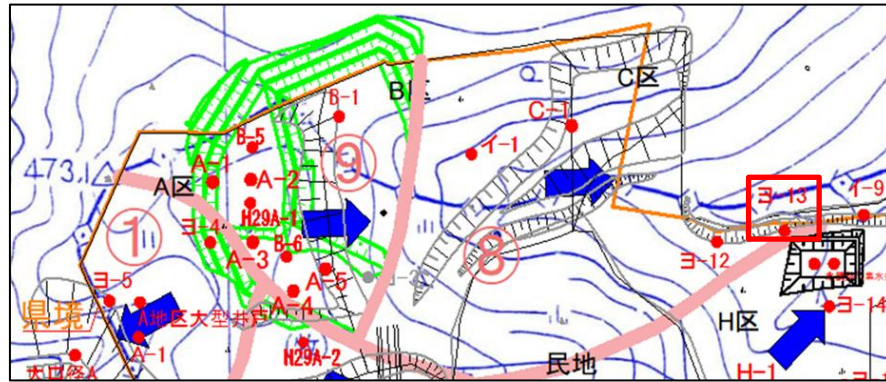
地区名	降水観測	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名
J	○	6	大型井戸(北)(イ-12)	0.053	-	0.040	0.034	0.037	0.030	0.031	0.037	0.045	0.039	0.035	0.035	0.038	0.038	0.036	0.033	0.020	0.022	大型井戸(北)(イ-12)	6	J
J	○	6	H30_J-3	-	-	-	-	0.064	-	0.072	-	0.053	-	0.10	0.096	0.081	0.090	0.074	0.067	0.14	0.093	H30_J-3	6	J
J	○	6	ヨ-16	-	-	-	-	-	-	-	0.003	-	-	-	-	0.003	-	-	-	-	-	ヨ-16	6	J
J	○	6	ヨ-17	0.003	0.003	0.003	-	-	-	-	0.003	-	-	-	-	0.003	-	-	-	-	-	ヨ-17	6	J
J	○	6	イ-15	0.026	-	-	0.015	0.016	0.014	0.013	0.014	0.013	0.015	0.003	0.006	0.013	0.011	-	-	0.003	0.007	イ-15	6	J
J		6	H30_J-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_J-1	6	J
J		6	H30_J-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_J-2	6	J

区域⑦



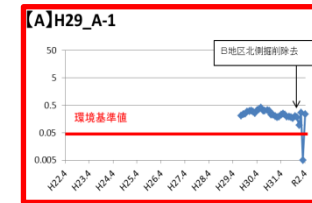
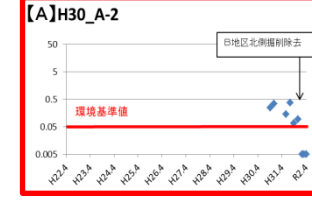
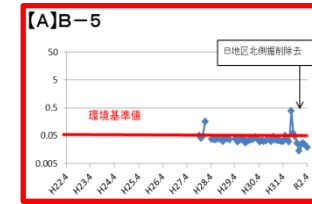
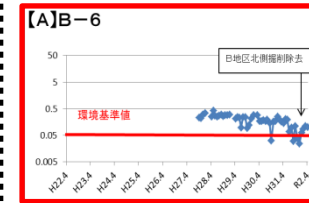
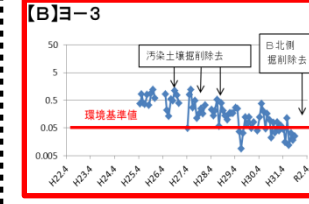
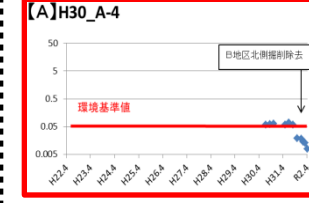
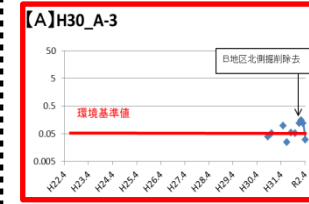
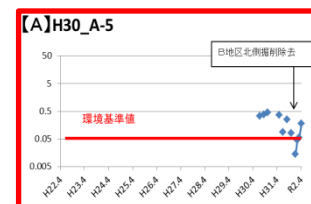
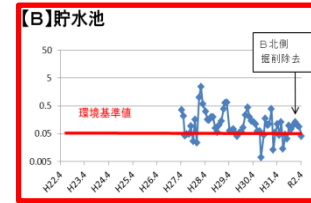
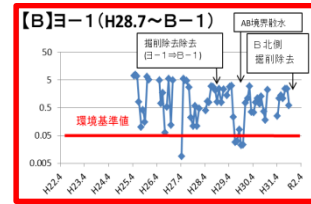
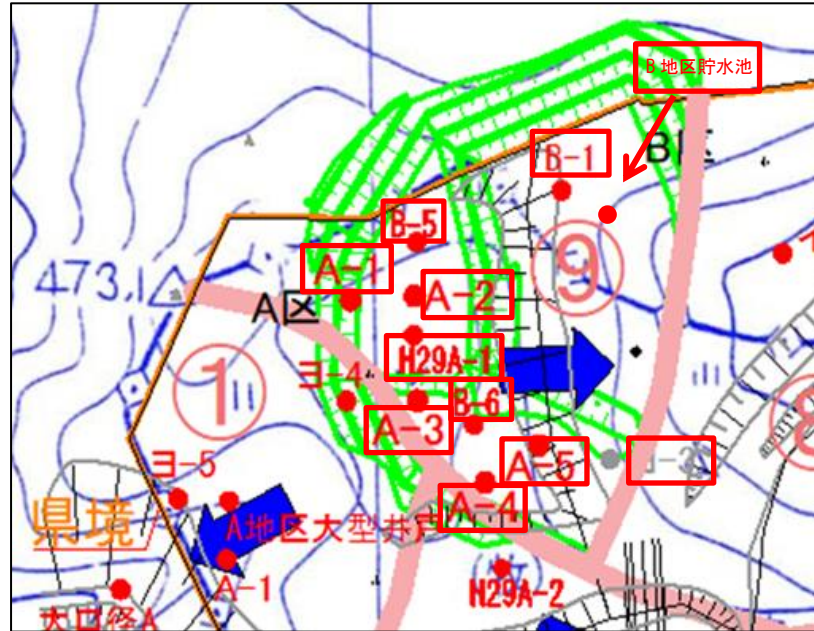
地区名	精水機種	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名
H	○	7	イ-9	0.040	-	-	0.028	0.035	0.028	0.028	0.030	0.029	0.027	0.025	0.024	0.029	0.025	0.024	-	0.025	0.025	イ-9	7	H
H	○	7	ヨ-15	-	-	-	-	-	-	-	0.082	0.11	0.089	0.049	0.021	0.070	0.096	0.025	0.014	0.003	0.024	ヨ-15	7	H
G	○	7	ヨ-11	0.003	0.003	0.003	-	0.003	-	0.003	-	0.003	-	0.003	-	0.003	-	-	-	-	-	ヨ-11	7	G
H	○	7	ヨ-14	-	-	-	-	-	-	-	0.003	-	-	-	-	0.003	-	-	-	-	-	ヨ-14	7	H
F	○	7	イ-3(ヨ-10)	0.019	-	-	0.011	0.081	0.041	0.042	0.024	0.022	0.015	0.013	0.026	0.027	0.003	-	-	0.003	0.003	イ-3(ヨ-10)	7	F
G	7	7	イ-4	0.014	-	-	0.003	0.003	0.007	0.003	0.009	0.010	0.005	0.005	0.003	0.006	0.003	-	-	0.005	0.004	イ-4	7	G
H	7	7	北調整池集水井(東)	0.028	0.027	0.021	-	-	-	-	0.013	-	-	-	-	0.022	-	-	-	-	-	北調整池集水井(東)	7	H
H	7	7	北調整池集水井(西)	0.012	0.015	0.016	-	-	-	-	0.003	-	-	-	-	0.011	-	-	-	-	-	北調整池集水井(西)	7	H
F	7	7	H30_F-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_F-1	7	F
F	7	7	H30_F-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_F-3	7	F
H	7	7	H30_H-1	-	-	-	-	0.12	-	0.12	-	0.11	-	0.10	-	0.11	0.10	0.10	0.004	0.008	0.008	H30_H-1	7	H
I	7	7	H30_I-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_I-1	7	I
I	7	7	H30_I-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_I-2	7	I

区域⑧



地区名	地下水種別	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名
B		8	イ-1	0.003	-	-	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.005	潜水	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	イ-1	8	B
H	○	8	ヨ-12	-	-	-	-	-	-	-	0.003	-	-	-	0.003	0.003	-	0.005	-	0.015	0.010	ヨ-12	8	H
H	○	8	ヨ-13	0.025	0.030	0.029	0.027	0.046	0.030	0.026	0.061	0.044	0.029	0.021	0.023	0.032	0.027	0.023	0.025	0.023	0.025	ヨ-13	8	H
C		8	H30_C-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H30_C-1	8	C

区域⑨



地区名	地下水種別	区域	井戸名	2019/1	2019/2	2019/3	2019/4	2019/5	2019/6	2019/7	2019/8	2019/9	2019/10	2019/11	2019/12	2019年平均	2020/1	2020/2	2020/3	2020/4	2020年平均	井戸名	区域	地区名
B		9	B-1	-	-	-	0.25	1.10	1.40	1.10	2.40	2.40	0.81	-	-	1.3	-	-	-	-	-	B-1	9	B
B	○	9	B地区貯水池	0.38	0.013	0.053	0.11	0.044	0.13	0.014	0.045	0.033	0.097	0.072	0.085	0.091	0.13	0.10	0.089	0.041	0.080	B地区貯水池	9	B
A		9	H30_A-5	-	-	-	-	0.37	-	0.090	-	0.25	-	0.081	-	0.20	0.014	0.046	0.057	0.18	0.074	H30_A-5	9	A
B		9	ヨ-3(B-3)	0.081	0.040	0.059	0.045	0.015	0.11	0.012	0.032	0.018	0.025	-	0.044	-	-	-	-	-	-	ヨ-3(B-3)	9	B
A		9	B-5	0.034	0.034	0.032	0.031	0.050	0.035	0.030	0.38	0.080	0.048	0.026	0.014	0.085	0.024	0.026	0.023	0.019	0.023	B-5	9	A
A		9	B-6	0.25	0.19	0.18	0.14	0.20	0.19	0.089	0.10	0.03	0.11	0.039	0.024	0.13	0.083	0.088	0.11	0.10	0.090	B-6	9	A
A		9	H29_A-1	0.20	0.18	0.19	0.23	0.25	0.23	0.19	0.19	0.18	0.17	0.20	0.19	0.20	0.095	0.27	0.003	0.24	0.15	H29_A-1	9	A
A		9	H30_A-1	-	-	-	-	0.10	-	0.093	-	0.10	-	0.089	-	0.09	0.031	0.030	0.011	0.016	0.022	H30_A-1	9	A
A		9	H30_A-2	-	-	-	-	0.14	-	0.38	-	0.087	-	0.093	-	0.17	0.005	0.003	0.003	0.007	0.004	H30_A-2	9	A
A		9	H30_A-3	-	-	-	-	0.065	-	0.024	-	0.083	-	0.051	-	0.058	0.12	0.15	0.12	0.030	0.11	H30_A-3	9	A
A		9	H30_A-4	-	-	-	-	0.069	-	0.068	-	0.058	-	0.019	-	0.051	0.018	0.014	0.013	0.008	0.013	H30_A-4	9	A

青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会設置要領

(設置)

第1条 青森県との県境付近に発生した産業廃棄物不法投棄事案に係る現場の原状回復を進めるにあたって、広く県民等に不法投棄廃棄物や汚染土壌の撤去及び原位置浄化対策の内容等を情報公開するとともに、二戸市民等関係者の合意形成を図り、もって適正かつ円滑な事業の推進に資するため、青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 原状回復に向けた事業の安全性の評価をすること。
- (2) モニタリング計画の立案及びモニタリング結果の評価をすること。
- (3) 廃棄物撤去後の土壌等の汚染レベルの評価をすること。
- (4) 環境再生のあり方を調査・協議すること。
- (5) 不測の事態が発生した場合の対応策を調査・協議すること。（ただし、協議会を招集する時間的余裕が無い場合等においては、岩手県が実施した対応策等について速やかに事後報告を受け、その対応策等の評価をすること。）
- (6) その他現場の原状回復を図るために必要な事項を調査・協議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから岩手県環境生活部長（以下「部長」という。）が委嘱する。

- (1) 二戸市に居住する者
 - (2) 青森県田子町に居住する者
 - (3) 二戸市職員
 - (4) 青森県田子町職員
 - (5) 学識経験者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 3 部長が指定する者について、オブザーバーとして協議会への出席を依頼することがある。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができないものとする。

- 3 協議会の議事は、出席委員の全員一致で決することを原則とする。
- 4 議事について審議を続行しても、その可否について全員一致で決する見込みがないと議長が認めたときは、前項の規定にかかわらず、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は公開とし、岩手県情報公開条例（平成 11 年 12 月 17 日岩手県条例第 61 号）の規定に基づき、会議録等を開示する。

（代理出席）

第 5 条の 2 委員のうち、第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号による者（以下「市町委員」という。）並びに部長が指定する団体に属する者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者（市町委員にあつては、部長が指定する職の者に限る。）を代理出席させることができる。

（意見の聴取）

第 6 条 協議会は、委員の求めに応じ、委員以外の学識経験者若しくは専門家等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、岩手県環境生活部廃棄物特別対策室において処理する。

（雑則）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 15 年 7 月 15 日から施行する。
（委員の任期の特例）
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会設立時に就任する委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この要領は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。